

1 ×

本肢の「ポーツマス条約」とは、日露戦争の終結に際して、日本・ロシア間で結ばれた講和条約のことである。1894（明治27）年に勃発した日清戦争は、翌年の1895（明治28）年4月に「日清講和条約（下関条約）」が締結されたことにより、講和が成立した。

2 ×

本肢の「日本が南満州の権益を保持し、中国に勢力を拡大する好機とみて、ロシアの根拠地であるハルビンなどを占領した」のは、1931（昭和6）年に起こった満州事変のことである（ハルビン占領は翌年の1932（昭和7）年）。1914（大正3）年の第一次世界大戦の勃発を、第二次大隈重信内閣は、1902（明治35）年に締結された日英同盟に基づいて三国協商の側として参戦し、ドイツへ宣戦布告した。その際、ドイツが勢力範囲として保有していた山東省の青島（チンタオ）を占領した。そして、翌年1915（大正4）年1月に、中国の袁世凱政府に「二十一ヵ条要求」を突き付けた。

3 ○

本肢のとおりである。1928（昭和3）年に関東軍の一部は、満州軍閥の張作霖を殺害して、満州を占領しようとした。この事件の真相は、太平洋戦争が終結するまでの間、国民には知られず、「満州某重大事件」と呼ばれた。田中義一内閣や陸軍は、この事件を日本軍人が関与していないこととして、処理しようとした。

4 ×

1937（昭和12）年の盧溝橋事件に対して、「第一次近衛内閣」は不拡大方針の声明を出した。しかし、現地軍が軍事行動を拡大すると、それを追認して戦線を拡大し、ついに宣戦布告をして日中戦争が全面化していった。本肢の「東條英機内閣」は、1941（昭和16）年10月に発足した内閣のことである。

5 ×

1972（昭和47）年に「田中角栄首相」は中華人民共和国を訪れ、日中共同宣言を発表して、日中の国交を正常化したが、台湾の国民政府に対する外交関係をとめた。さらに、1978（昭和53）年に「福田赳氏内閣」は、日中平和友好条約を締結した。

### ア 「第二次世界大戦後」が入る

女性の国政参加（選挙権・被選挙権付与）が認められたのは、第二次世界大戦終結後の1945（昭和20）年12月の公職選挙法制定による。

### イ 「約1割」が入る

列国議会同盟（IPU）の資料によれば、2017年末段階での衆議院議員の女性比率は約10%で、世界193か国中164位に日本は位置している。

### ウ 「タイ」が入る

2011年7月の総選挙で勝利したタイ貢献党党首のインラック・シナワット氏が、タイ初の女性首相に就任している。

### エ 「男女共同参画」が入る

### オ 「地方公共団体」が入る

2018年には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国及び地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むように努めることなどが定められた。

## 完成文

日本において女性の国政参加が認められたのは、ア：第二次世界大戦後である。その最初の衆議院議員総選挙の結果、39人の女性議員が誕生した。それから時を経て、2017年末段階での衆議院議員の女性比率はイ：約1割である。列国議会同盟（IPU）の資料によれば、2017年末の時点では、世界193か国のうち、下院または一院制の議会における女性議員の比率が多い順では、日本はかなり下の方に位置している。

また、国政の行政府の長（首相など）について見ると、これまで、イギリス、ドイツ、ウ：タイ、インドなどで女性の行政府の長が誕生している。しかし、日本では、女性の知事・市区町村長は誕生してきたが、女性の主唱は誕生していない。

2018年には、「政治分野におけるエ：男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、衆議院議員、参議院議員及びオ：地方公共団体の議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定めるなど自主的に取り組むように努めることなどが、定められた。

## 1 ○

本肢のとおりである。1969（昭和44）年に成立したいわゆる総定員法（行政機関の職員の定員に関する法律）では、内閣の機関ならびに総理府および各省の所掌事務を遂行するために恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤職員の定員総数の上限が定められた。

## 2 ○

本肢のとおりである。1981（昭和56）年3月に発足したいわゆる土光臨調（第2次臨時行政調査会）を受けて、1980年代には「増税なき財政再建」のスローガンの下、許認可・補助金・特殊法人等の整理・合理化や、3公社（国鉄・電電公社・専売公社）の民営化が進められた。

## 3 ×

1990（平成2）年7月に発足した第3次行革審（第3次臨時行政改革推進審議会）の答申を受けて、1993（平成5）年11月、行政手続法が制定された。もっとも、同法は、処分、行政指導および届出に関する手続ならびに命令等を定める手続に関する法律であり、本肢の「行政上の強制執行」や「行政立法」、「計画策定」は対象としていない（行政手続法1条参照）。なお、第3次行革審は、更に検討が必要な手続として、行政立法手続等を指摘している。

## 4 ○

本肢のとおりである。1998（平成10）年に成立した中央省庁等改革基本法では、内閣機能の強化、国の行政機関の再編成、独立行政法人制度の創設を含む国の行政機関等の減量・効率化などが規定された。

## 5 ○

2006（平成18）年に成立したいわゆる行政改革推進法（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律）では、民間活動の領域を拡大し簡素で効率的な政府を実現するため、政策金融改革、独立行政法人の見直し、特別会計改革、総人件費改革、政府の資産・債務改革などが規定された。

ア ×

日本型雇用慣行として、終身雇用、年功序列、「企業別労働組合」が挙げられていたが、働き方の多様化が進み、これらの慣行は変化している。なお、企業別労働組合とは、労働組合が企業ごとに組織されているという日本特有の労働組合のあり方のことである。また、本肢の「職能別労働組合」とは、同一職業・同一職種に従事する労働者が、産業や企業の枠を越えて作る横断的な組合形態のことである。

イ ○

本肢のとおりである。近年、非正規雇用労働者数は増加する傾向にあり、最近では、役員を除く雇用者全体のおおよそ4割程度を占めるようになった（2018年の「労働力調査」によれば、2018年平均の役員を除く雇用者は5,596万人となったのに対し、非正規の職員・従業員は2,120万人となっており、雇用者全体の約37.8%を占めるに至っている）。

ウ ×

本肢の「兼業・副業について、許可なく他の企業の業務に従事」することを禁じる法律は存在しない。本肢のような規定は、一般に就業規則に規定されている。

エ ×

いわゆる働き方改革関連法（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律）により、高度プロフェッショナル制度が導入された。もっとも、この制度は、高度の専門的知識等を有し、職務の範囲が明確で「一定の年収要件を満たす」労働者を対象としており、本肢のように「医師のほか、金融商品開発者やアナリスト、コンサルタント、研究者」といった特定の職業に就く者を一律に適用対象とするものではない。

オ ○

本肢のとおりである。いわゆる働き方改革関連法により、年次有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して年5日の年次有給休暇を取得させることが、使用者に義務付けられることとなった（労働基準法39条7項）。

1 ×

「信用乗数（貨幣乗数）」とは、マネーストックがベースマネーの何倍かを示す比率であり、その値は、預金準備率が上昇すると「小さくなる」。

2 ○

本肢のとおりである。「消費者物価指数」とは、全国の世帯が購入する各種の財・サービスの価格の平均的な変動を測定するものであり、基準となる年の物価を100として指数値で表す。

3 ×

「完全失業率」とは、完全失業者を「労働力人口」で割ったものをいう。なお、労働力人口とは、15歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせたものをいう。また、完全失業者とは、①就業者ではない者で、仕事がなく調査週間に少しも仕事をしなかった者で、②仕事があればすぐ働くことができる状態にあり、③調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた者のことである。

4 ×

「労働分配率」とは、企業において生産された付加価値全体のうち、どの程度労働者に還元されたかを示す割合のことをいう。その値が高いほど、労働者へ還元された割合が高いといえる。

5 ×

「国内総支出」(GDE : Gross Domestic Expenditure)とは、民間消費、民間投資、政府支出、「純輸出（輸出から輸入を差し引いたもの）」の総額のことである。なお、国内総支出は、国内での支出の総額ではなく、国内で生産された財貨やサービスに対する支出を指すことから、国内で生産されたものに対する海外での需要を示す「輸出」が含まれ、海外で生産されたものに対する国内での需要を示す「輸入」は含まれない。

元号は、「元号法」という法律において「元号は、政令で定める」と規定されており、これに基づいて内閣が政令で定めることとなる（元号法1項）。

なお、2019（平成31）年4月30日の翌日から施行された「元号を定める政令」では、「元号を令和に改める」と定められている。

よって、肢3が正解となる。

ア ○

本肢のとおりである。廃棄物処理法では、廃棄物を産業廃棄物とそれ以外の一般廃棄物に大きく区分している（廃棄物処理法2条2項）。

イ ○

本肢のとおりである。家庭から排出される一般廃棄物の処理は、市区町村の責務とされている（廃棄物処理法6条の2第1項）。また、排出量を抑制するなどの方策の1つとして、ごみ処理の有料化を実施している市区町村がある（例：指定収集袋の販売を通じたごみ処理の有料化）。

ウ ×

廃棄物処理法において、産業廃棄物の処理は、事業者自らが処理しなければならないとされている（廃棄物処理法11条1項）。なお、税をかけることにより産業廃棄物の排出抑制、減量化・資源化の促進、埋立処分量の削減などを促す等の目的から、産業廃棄物税を課す都道府県があるという記述は妥当である（例：愛知県、滋賀県）。

エ ×

最終処分場の残余容量はここ数年横ばい傾向（平成26年は16,604万m<sup>3</sup>、平成27年は16,736万m<sup>3</sup>、平成28年は16,777万m<sup>3</sup>）にあり、残余年数はここ数年微増している（平成26年は16.0年、平成27年は16.6年、平成28年は17.0年）。

オ ○

一定の有害廃棄物の国境を越える移動およびその処分の規制について、国際的な枠組みおよび手続等を規定したバーゼル条約（有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約）があり、日本はこれに1993年に加入している。

ア 「VR」がふさわしい

「VR (Virtual Reality)」とは、現実ではないが、実質的に同じように感じられる環境を、利用者の感覚器官への刺激などによって人工的に作り出す技術のことである。

イ 「AI」がふさわしい

「AI (Artificial Intelligence)」とは、大量のデータや画像を学習・パターン認識することにより、高度な推論や言語理解などの知的行動を人間に代わってコンピュータが行う技術のことである。

ウ 「5G」がふさわしい

「5G」とは、第5世代移動通信システムのことであり、ミリ波などの高い周波数帯域も用いて、高速大容量、低遅延、多数同時接続の通信を可能とする次世代無線通信方式のことである。

エ 「IoT」がふさわしい

「IoT (Internet of Things)」とは、人が介在することなしに、多数のモノがインターネットに直接接続し、相互に情報交換し、制御することが可能となる仕組みのことである。

オ 「SNS」がふさわしい

「SNS (Social Networking Service)」とは、加入している会員同士での情報交換により、社会的なつながりを維持・促進することを可能とするインターネット上のサービスのことである。

ア ×

通信の秘密を守る義務は、電気通信回線設備を保有・管理する電気通信事業者だけでなく、プロバイダなど他の電機通信事業者の回線設備を借りている電気通信事業者も負っている（電気通信事業法4条1項）。

イ ○

本肢のとおりである。電気通信事業者のみならず、通信役務に携わっていない者が通信の秘密を侵した場合にも、処罰の対象となる（電気通信事業法179条、有線電気通信法14条、電波法109条）。

ウ ×

通信傍受法（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律）によれば、薬物関連、銃器関連、集団密航関連など特定の犯罪に限り、通常の捜査方法では真相の解明が困難である場合の特別な捜査手法であり、通信傍受以外の他の方法によっては、犯人を特定し、犯行状況等を明らかにすることが著しく困難な場合に、最後の手段として、「裁判官の令状を得て」行うことが認められている（通信傍受法3条1項）。

エ ○

本肢のとおりである。刑事施設の長は、通信の秘密の原則に対する例外として、受刑者が発受信する信書を検査し、その内容によっては差止めをすることができる（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律127条1項）。

オ ○

本肢のとおりである。通信の秘密には、通信の内容のみならず、通信当事者の氏名・住所、通信日時、通信回数も含まれると解されている。

「アナログ方式」とは、機械で情報を扱う際の表現方法の一種で、情報を電圧の変化など連続的な物理量の変化に対応付けて表現し、保存・伝送する方式のことである。

ア ○

「AM ラジオ放送」は、振幅変調を用いた放送方式をいう。したがって、主としてアナログ方式により送られているといえる。

イ ○

「公衆交換電話網（PSTN：Public Switched Telephone Network）」は、固定電話回線の電話網のことと、回線を用いて電話と電話を接続する方式である。したがって、主としてアナログ方式により送られているといえる。

ウ ×

「ISDN（Integrated Services Digital Network）」とは、送受信する信号をデジタル化することで、電話や静止画など様々なサービスを統合的に提供する電話網のことである。したがって、ISDN は、主としてアナログ方式により送られているとはいえない。

エ ×

「無線 LAN」とは、ケーブルを用いずに、電波や光などを使って通信する LAN のことである。したがって、無線 LAN は、主としてアナログ方式により送られているとはいえない。

オ ×

「イーサネット（Ethernet）」とは、主に室内や建物内でコンピュータや電子機器をケーブルで繋いで、データを送受信する有線 LAN の標準規格の一つである。したがって、イーサネットは、主としてアナログ方式により送られているとはいえない。

1 ×

個人情報保護委員会は、内閣総理大臣の所轄に属している（個人情報保護法 59 条 2 項）。

2 ○

本肢のとおりである。個人情報保護委員会は、法律の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる（個人情報保護法 40 条 1 項）。

3 ○

本肢のとおりである。個人情報保護委員会の委員長および委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治運動をしてはならない（個人情報保護法 71 条 1 項）。

4 ○

本肢のとおりである。個人情報保護委員会は、認定個人情報保護団体が法律の定める認定取消要件に該当する場合には、その認定を取り消すことができる（個人情報保護法 58 条 1 項）。

5 ○

本肢のとおりである。個人情報保護委員会の委員長、委員、専門委員および事務局の職員は、その職務を退いた後も、職務上知ることのできた秘密を漏らし、または盗用してはならない（個人情報保護法 72 条）。